

募集施設・要件等【お問い合わせ：高齢福祉課高齢福祉係 ☎62-6639】

施設名	所在地	要件等
軽費老人ホーム（A型） 大野台エコーハイツ	木戸石字才ノ神沢35-1	主たる事務所の所在地を市内に有し、指定管理開始時点において、老人福祉法に定める軽費老人ホーム、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームを県内で営んでいる社会福祉法人。 ※併設されている合川高齢者生活支援施設と一体的に管理運営すること。
合川高齢者生活支援施設		
老人憩の家 ことぶき荘	下杉字狐森43-53	主たる事務所の所在地を市内に有する社会福祉法人で、社会福祉事業の実績があること。
北秋田市地域福祉センター	宮前町9-68	主たる事務所の所在地を市内に有し、指定管理開始時点において、介護保険法に定める指定居宅サービス事業者（通所介護事業）の指定を受けることができる法人、その他の団体。
サテライトステーション つづれこ	綴子字大堤26-3	
サポートハウスたかのす	脇神字南陣場岱10	主たる事務所の所在地を市内に有し、指定管理開始時点において、介護保険法に定める指定居宅サービス事業者（通所介護事業）の指定を受けることができる法人、その他の団体。
北秋田市 森吉生活支援ハウス	米内沢字寺ノ上85	
北秋田市阿仁 養護老人ホームもろび苑	阿仁幸屋渡字前野7-2	主たる事務所の所在地を市内に有し、指定管理開始時点において、老人福祉法に定める養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは軽費老人ホームを県内で営んでいる社会福祉法人で、介護保険法に定める通所介護事業を行っていること。 ※併設されているもろび苑通所介護事業所と一体的に管理運営すること。
もろび苑通所介護事業所	阿仁幸屋渡字前野7-3	
補助器具センターたかのす	脇神字南陣場岱10	主たる事務所の所在地を市内に有し、指定管理開始時点において介護保険法に定める福祉用具貸与事業を県内で営んでいる法人、その他の団体。

## 受講者募集！ 介護職員初任者研修事業 定員20人

「高校生の地元就職支援」を目的として、「介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）」を夏休み期間を利用して実施します。

**対象者** 次の要件をどちらも満たす高校生  
1) 本人又は保護者が、北秋田市又は上小阿仁村に居住する高校生  
2) 地元の介護事業所に就職を希望する高校生

※申込書及び研修日程などの詳細については、北秋田市及び上小阿仁村のホームページをご覧ください。

**お問い合わせ** 〈北秋田市〉高齢福祉課介護保険係 ☎62-1112 / 〈上小阿仁村〉住民福祉課 ☎77-2222

**研修場所** 北秋田市地域福祉センター ほか

**研修費用** 無料（テキスト代等も無料です）

**申込方法** 申込書に必要事項を記入し提出ください

**提出先** 〈北秋田市〉高齢福祉課介護保険係又は各総合窓口センター／〈上小阿仁村〉住民福祉課

**申込期限** 6月16日（金）必着

※申込み多数の場合は書類審査により決定します

## 市施設の「指定管理者」を募集

民間の能力を活用し、サービスの向上や経費節減を図るため、次の施設の指定管理者を募集します。募集要項は、6月5日の受付日から各担当課で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

### 全施設共通事項

【申請書受付期間】 平成29年6月5日（月）～7月20日（水）

※現場説明会を6月29日（木）から6月30日（金）の2日間行います。

時間は募集要項に掲載していますので、参加を希望する方は、6月16日（金）まで担当課にお申込みください。



募集施設・要件等【お問い合わせ：福祉課地域障がい福祉係 ☎62-6637】

施設名	所在地	要件等
フードセンターたかのす	脇神南陣場岱26	主たる事務所の所在地を市内に有し、指定管理開始時点において、障害者総合支援法に定める就労移行支援又は就労継続支援事業の指定を受けることができる団体。 社会福祉法に定める社会福祉事業の実績があり、緊急時や不測の事態に対応できる機能を有していること。
もろびこども園	綴子字糠沢上谷地290	主たる事務所の所在地を市内に有し、指定管理開始時点において、児童福祉法に定める児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び障害児相談支援並びに障害者総合支援法に定める地域相談支援及び計画相談支援事業の指定を受けることができる団体。 社会福祉法に定める社会福祉事業（児童福祉法関係）の実績があり、緊急時や不測の事態に対応できる機能を有していること。
北秋田市 障害者生活支援センター	宮前町9-67	主たる事務所の所在地を市内に有し、指定管理開始時点において、障害者総合支援法に定める地域相談支援事業及び児童福祉法に定める障害児通所支援事業の指定を受けることができる団体。 障害者総合支援法で定める地域相談及び計画相談支援の実績があること。常勤の相談支援専門員を配置すること。緊急時や不測の事態に対応できる機能を有していること。